

公 表 第 16 号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年12月4日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：令和元年度

部局名：総合政策部

指摘事項等				措置状況等
指摘事項	財務監査	時間外勤務命令事務	時間外勤務手当について、出退勤管理システムで時間外勤務の開始時間を誤り、支払額に不足が生じているものがある。	ご指摘に従って、令和元年度中に令和元年6月分における時間外勤務の追給の事務手続きを行うとともに、事務所内の職員へ事案の周知を行いました。 その後は、時間外勤務の申請及び承認の際は入念な確認を行い、適正な事務に努めているところです。